

無料
予約不要

***** **家内労働者向け** *****

セミナー & 個別相談会

最終チェック！ **消費税インボイス制度** にどう対応する？

日時

令和5年**9月19日**（火曜日）

開場 13:30

セミナー 14:00～14:55

個別相談会 15:05～17:00

事前予約制です。
詳細は裏面を
ご覧ください。

会場

台東区民会館 8階 第3会議室

（東京メトロ銀座線浅草駅 7番出口より徒歩5分）

定員

30名

※満席になった場合には入室できない場合がございます。

対象

家内労働者や補助者としてお仕事をされている方

※説明会は家内労働者向けの内容になりますが、家内労働者に仕事を委託している事業者（委託者）の方もご参加いただくことができます（個別相談は不可）。

皆様のこんな疑問・要望にお応えします！

- *インボイス発行事業者として登録しなくても大丈夫？
- *内職の仕事にもインボイスって関係するの？
- *準備に不備がないか、専門家に相談したい



講師 高橋 創 氏
(税理士)

問合せ先

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
家内労働担当

TEL 03-5320-4654

★インボイス制度について、お困りのことはありませんか？★

令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が開始されます。

インボイス制度とは、課税事業者が消費税を申告する際、インボイス（適格請求書）の保存がなければ、仕入税額控除（仕入れに係る消費税額を差し引くこと）が認められない制度です。

インボイス制度が始まると、家内労働者の取引先（委託者）が、消費税の申告に当たって、その取引に係る消費税額を控除するためには、原則として、家内労働者からインボイスを発行してもらわなければなりません。このため、家内労働者の皆様も、委託者からインボイスの交付を求められたり、インボイス制度の開始を契機に取引条件の見直しを求められたりする可能性があります。

また、家内労働者がインボイス発行事業者として登録する場合には、インボイスの発行や消費税の納税ができるように対応を進めなければなりません。

そこで、今回の説明会では、インボイス制度の基礎知識や家内労働者にもたらす影響、求められる対応等について税理士に解説していただきます。

★この説明会で学べること★

- インボイス制度（適格請求書等保存方式）の基礎知識
- インボイス制度が家内労働者にもたらす影響
- インボイス発行事業者として登録するか否かの判断のポイント
- インボイス発行事業者となった場合に必要な対応
（登録手続、インボイスの作成方法等）
- 免税事業者を守る法律の知識
（独占禁止法による「優越的地位の濫用」の禁止など）
- 簡易課税制度、経過措置等について



★税理士による個別相談を実施します★

説明会終了後、個別相談の時間を設けます（1組当たり最大25分まで、**無料**）。個別相談には高橋税理士が対応します。

個別相談を希望される方は、**事前予約が必要**です。

03-5320-4654（家内労働担当）までお電話いただき、次の4つのうち、ご希望の時間帯を申し出てください。

A	15:05 ~ 15:30
B	15:35 ~ 16:00
C	16:05 ~ 16:30
D	16:35 ~ 17:00

※**先着順**となっておりますので、ご希望に沿えない場合がございますが、ご了承ください。